

日本労働年鑑 第24集 1952年版  
The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第四編 その他の社会運動

第四章 法廷闘争

第二節 上半期の労働民事事件

一、その大勢 五〇年上半期の労働民事々件は主として四九年に行われた人員整理の反対闘争として行われ、大局的にみて労働者側の勝利のうちに進んだものとみてよい。敗訴した例もあるけれども、一般的にみればゆくところ可ならざるなき勢であったといえることができる。解雇の有効・無効の問題をめぐって、労働協約条項の解釈、不当労働行為、組合活動の正当性、組合活動と政党活動等の問題に関する労働事判例も、四九年から五〇年上半期にかけて略々労働者有利なかたちで出揃っていった感がある。主なものをあげれば日本セメントの四九年六月二二日の解雇について八名中六名が勝訴した五〇年一月三〇日付東京地裁の仮処分決定、世田ヶ谷運送の四九年十一月三〇日付の解雇について五名全員が勝訴した五〇年二月一三日付東京地裁の仮処分決定、長崎県麓鉦業所の三七四名の従業員に対し作業所閉鎖中の賃金支払を命じた五〇年一月二一日付長崎地裁の仮処分判決、三菱化工機の五〇年十一月二六日の解雇について被解雇者全員の解雇無効をみとめた五〇年二月二二日付東京地裁の仮処分決定、日本紙業の五〇年二月六日付解雇について申請人三八名全員の勝訴をみとめた同年三月一三日付の仮処分決定、三菱重工三原車輛の解雇有効を前提とする立入禁止等仮処分決定に対する異議につき労働者一五名全員を勝訴せしめた広島地裁尾道支部の仮処分異議判決、大林組の五〇年一〇月一一日付解雇につき申請人三四名全員の無効をみとめて勝訴せしめた五〇年二月四月一一日付東京地裁の仮処分決定、東京生命の五〇年二三日付解雇につきその無効をみとめた五〇年五月六日付東京地裁の仮処分決定、井華鉦業の四九年一二月二八日付解雇につき同旨の同年五月八日付東京地裁の仮処分決定、四九年七月一五日の国鉄人員整理について申請人三名の解雇の無効をみとめて賃金支払その他を命じた大阪地裁の仮処分判決、三菱電機の五〇年一月の解雇につき申請人二〇名全員に対してその無効をみとめた神戸地裁の仮処分判決、大谷重工業五〇年三月三十一日の解雇につき申請人二八名全員の解雇無効をみとめた同年五月二日付神戸地裁の仮処分決定、富士産業荻窪工場の四九年十一月五日付解雇について申請人二一名中一三名の地位を保全した五〇年六月三〇日付東京地裁の仮処分決定、使用者による就業規則の一方的変更を無効とした理研発条鋼業の五〇年七月三十一日東京地裁の仮処分決定、等がそれである。

裁判所が解雇を無効とみとめた理由としては、不当労働行為、労働協約或は就業規則中の解雇協議条項を履行しないとするもの、就業規則の不当適用、解雇が正当理由にもとづかないもの、解雇基準に該当しないもの等々多くをあげることができるが、労働者があるいは組合の支援をうけ、あるいは組合からも見離されたかたちで不なれな訴訟を遂行し、勝訴するまでは失業保険等にたよりながら苦しい生活の中を互に助け合い励まし合って法廷闘争を続けていった姿はまことに目覚ましいものがあった。

次に主な例を二・三あげてこの間の法廷闘争の実相をうかがうことにしよう。

二、池貝鉄工所の馘首反対法廷闘争 四九年一二月池貝鉄工所は本社四工場含めて一割五分の人員整理を行った。各工場労働組合並びに連合会は翌五〇年二月までの間にそれぞれ組合としての整理反対闘争を打切ったが、その前一月四日に三田工場、神明工場を含めて多数の労働者が選定当事者によって労働協約違反、不当労働行為等による解雇無効を理由として地位保全仮処分申請を行った。その後取下げたもの一二名、追加して申請したもの一名で、結局五五名が最後まで失業保険に頼り乍ら退職金、解雇予告手当をうけとらないままで互に助合って法廷闘争を続けた。裁判所の審理は一月末から四月末まで四カ月にわたって行われ、この間同じ池貝でありながら三田工場の方は現場労働者が主であったので単純率直にその主張、立証を提出し、神明工場の方は職員が主であったのでどちらかといえば理論的に不当解雇を追求するといった具合にそれぞれ特色を生かした闘いを続けた。仮処分決定は六月一五日にいいわたされ、結局一七名の不当労働行為が認容されただけであったから、必ずしも労働者の勝利というわけにはゆかなかったが、その決定理由には政治活動と組合活動、賃銀遅配下の職場スト・職場離脱等について労働者に有利な判断が示されたことは他に影響するところが大きであった。

会社はただちに異議を申立て、これにもとづく口頭弁論は翌五一年に続いた。なお決定後三田の方は、組合でも喜んで申請人らを迎え全員職場に復帰したが、神明の方は組合幹部の反対のために職場に帰ることができず、自宅待機のまま給料を貰うという現象が起った。

三、富士産業荻窪工場の馘首反対法廷闘争 富士産業荻窪工場は四九年一一月五日三割に近い一九八名の人員整理を行った。この当時、組合執行部は共産党員その他統一派によってしめられていたがこれらの執行部全員並びに共産党員全員も解雇された。組合は直ちに組合の名でこれらの人たち並びにその他に馘首を不当とする人たちを加えて地位保全仮処分申請を行ったが、その後組合大会は整理を契機としてこれらの諸君を執行部からおろし、あらたに民同系の幹部を選んだので、組合の名で訴訟を迫行することができなくなり一二月初旬にあらためて二二名の人たちが個人の名で訴訟を起しなおした。これらの人たちは馘首反対同盟を組織し失業保険に加えて日用品雑貨等を売りながら法廷闘争をつづけた。この間訴訟の進行等をビラにしてさかんに職場に入れた。申請人の多くは旧中島飛行機時代から一〇年以上も働いていた優れた工員であった。訴訟上の主なる争点は会社側提出の考課表の信憑性と四九年春から秋にかけた激しい賃金遅配下の組合活動の当否であって申請人側は当時の組合員の窮乏をよく立証して行った。六月三〇日、提訴来二〇〇日以上を経て決定が出され、途中で取下げた一名を除く二一名中一一名が不当労働行為で、二名が解雇基準非該当で勝訴し、九名が敗訴した。

勝訴して地位保全をうけた一三名はただちに工場に入り、既往の賃金全額の支払をうけたが、組合執行部はこれらの諸君の組合復帰をみとめなかった。会社は異議を申立て、これにもとづく口頭弁論は五一年につづいた。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

